

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

※本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものとする。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年9月19日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託

#### (2) 業務内容

世田谷区立男女共同参画センターらぷらすの施設の管理及び男女共同参画の推進を目的とした講座、イベント等事業の企画・運営、相談事業、情報収集・提供

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

#### (4) 履行場所

世田谷区太子堂1丁目12番40号 グレート王寿ビル3～5階

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす

※当該所在地は、仮移転先となるため、今後、移転する可能性がある。

### 2 参加資格

次の要件を満たす事業者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 令和2年度以降に、官公庁より次のいずれかを受託した実績があること。

①男女共同参画センターに類する管理運営を受託した実績があること。

②男女共同参画にかかる相談事業、講座事業、施設管理業務いずれについても複数年受託した実績があること（異なる時期に個別に受託した場合も含む）。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は、指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 「世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の取り。

委員長：世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会会長 江原 由美子

委員：東京ウィメンズプラザ所長 瀬沼 智子

委員：世田谷区人権擁護委員 小島 和子  
委員：駒澤大学総合教育研究部教授 萩原 建次郎  
委員：世田谷区烏山総合支所保健福祉センター所長 高橋 裕子  
委員：世田谷区経済産業部長 五十嵐 哲夫  
委員：世田谷区生活文化政策部長 渡邊 謙吉  
委員：世田谷区人権・男女共同参画課長 宮本 千穂

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務の実施に必要な内容についての理解度等
- (2) 業務を安定的に遂行する能力
- (3) 企画提案能力
- (4) 積算金額及び内容の妥当性
- (5) ヒアリングによる説明内容の明確性、的確性、実現可能性

### 5 手続等

#### (1) 担当所管課

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

電話：03-6304-3453

ファクシミリ：03-6304-3710

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 委託事業者募集説明書の交付期間、場所並びに方法

交付期間 令和7年9月19日（金）から10月3日（金）午後5時まで

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 生活文化政策部人権・男女共同参画課及び世田谷区ホームページ

交付方法 (2)の窓口で配布または世田谷区ホームページからダウンロード

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所並びに方法

提出期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで

提出場所 (1)のとおり

提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送の場合は、書留郵便に限る。）

#### (4) 財務審査書類の提出期限、提出場所並びに方法

提出期限 令和7年10月14日（火）午後5時まで

提出場所 (1)のとおり

提出方法 持参

#### (5) 提案書の提出期限並びに提出場所並びに方法

提出期限 令和7年11月6日（木）午後5時まで

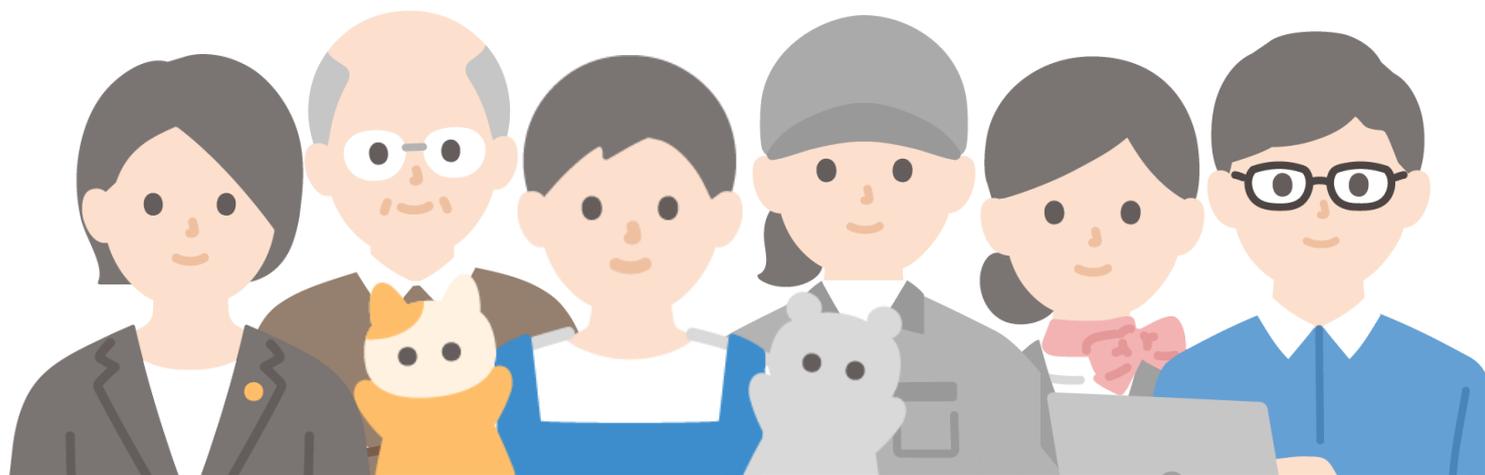
提出場所 (1)のとおり

提出方法 持参

## 6 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。  
また、提出書類に記載した各担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 提案書の内容は事業者の選定にのみ使用し、区はその提案内容に拘束されないものとする。なお、提案書の内容を契約の特記仕様書に反映する場合、区は、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る
- (7) 契約保証金：免除
- (8) 契約書作成の要否：要
- (9) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口  
担当所管課、世田谷区ホームページ、区政情報センターなど
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 区との契約では、単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は世田谷区公契約条例で定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので令和 8 年度以降に適用される労働報酬下限額を遵守すること。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手(特殊)	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手(一般)	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。